「立憲民主政（リベラル・デモクラシー）」を目指して

滝田　豪

石塚迅著
現代中国と立憲主義

A5判　306頁
東方書店
［本体 6,000円＋税］

本書は、中国憲法を研究対象とする法学者である著者が二〇〇三～一二年に発表した九編の学術論文からなる論文集である。論文集として興味深いのは、全体を三部に分けたうえで、各部に「附記・解説」がつけられ、論文執筆時の背景やその後の情勢変化、論文に対する評価・批判とそれを受けた著者の省察の過程などが記されていることである。

本書はまた、一九八九年の「天安門事件（六・四事件）」を「強く意識」し、その三〇周年に合わせて出版された。そのちょうど一〇年前に出版された著者の訳書（胡平著・石塚迅訳『言論の自由と中国の民主』現代人文社、二〇〇九年）にも、著者の「天安門事件」に対する強いこだわりが記されていたことを評者は記憶する。ただし本書は「事件」それ自体ではなく、「事件」後の法的論点を扱っている。

「まえがき」では本書の問題意識として、「天安門事件」によって中国が明確に拒否し、他方で同年の東欧民主化以後国際的に拡大した、〝「個人の尊重」を基軸に据えた「近代西欧立憲主義」〟（以下、立憲主義）に対し、その後の中国がどのように向き合ってきたのか、両者の距離は縮まったのか、あるいは両者の間には距離だけでなく溝があるのか、あるとすればその溝は埋められるものなのか、という問いが発せられる。

続く第一部「人権」（第一～三章）では、一九九一年以降の「人権白書」、一九九〇年代後半の国際人権規約への署名、二〇〇四年の憲法への「人権」条項挿入などが検討される。これらは立憲主義への接近にも見えるが、そこで語られた「中国的人権観」は立憲主義とは相容れないものである。

すなわち、人権より主権を優先し、人権の中でも「生存権」・「発展権」を優先し、また「共産党の指導」を堅持し、人権は国家が与えるとしてその「天賦性」・「前国家性」を否定している。ただし、共産党がこのような取り組みを行うたびに、一部の法学者は「西欧」的な解釈を発表し、それを「政治体制の改革や人権保障の実質化」の「突破口」にしようとしてきた。とはいえ、それが実現する道筋は見いだせていない。

第二部「立憲主義（憲政）」（第四～六章）は、そうした法学者の「憲政主張」について杜鋼建と周永坤の二名を中心に検討した上で、「立憲主義か民主主義か」という論点を提示する。

杜鋼建は「生存権」ではなく「言論の自由」こそが「最重要の人権」だと明快に主張し、それを支えるのは多様な価値を認め合う「価値寛容主義」であり、これは儒学の「和して同ぜず」などに体現されているとする。杜はまた人権救済のための違憲審査制度の導入を主張し、憲法が司法権の独立を認めていない中国で憲法裁判所の新設を訴える。著者は日本の憲法学者・阪口正二郎を引き、杜の主張が阪口の「立憲主義」と一致すると評価する。

周永坤は人民法院の人民代表大会への報告について、司法権の独立を求める観点からこれを取り消すべきと論じる。周はまた憲法の「議行合一」（立法権と執行権の合一）原則を全面的に批判し、司法権が人民代表大会を牽制するような憲法改正を主張する。その際のポイントはやはり違憲審査権で、それを人民代表大会に行使させるべきとする法学者が多数を占める中、周は人民法院への違憲審査権の付与を求めている。

また杜も周も「民主主義よりも立憲主義」、すなわち立憲主義優先の立場をとる。杜は「民主ではなく自由・人権を達成すべき直接の目標」とする「人権主義的憲政主義」を掲げ、周は立憲主義（人民法院）と民主主義（人民代表大会）は両立可能としつつ、両者が対立するときは人民法院を重視する立場を表明している。一方著者自身は、杜や周に強い共感を抱き、日本に関しては立憲主義優先であるとしながら、「迷いと悩み」の末に、中国に関しては共産党権力に「対峙」するための「立憲主義も民主主義も」という選択肢を示す。そして、中国の憲法学者が社会変革を目指すならば、一般大衆の理解も得られるような「立憲民主政（リベラル・デモクラシー）の理論構築」を行うべきではないかと問いかける。

では、それはいかにして実現しうるのか。第三部「民主主義（民主）」（第七～九章）はその手がかりとして、政治参加

の観点から情報公開と陳情（「信訪」）を採り上げる。

情報公開については最も早い広州市の規定（二〇〇二年）が「個人」の「知る権利」を重視し、申請に基づく情報公開を規定していた。これに対し上海市の規定（二〇〇四年）は「個人」ではなく「公民」の語を用い、「知る権利」よりも「公正・透明な行政管理体制の確立」を優先し、申請に基づく情報公開よりも政府による自発的公開（政務公開）を重視する点で、現体制とより親和的であった。そのため各地の地方政府は上海市の規定を参照し、たとえば長春市の規定（二〇〇四年）は自発的な情報公開は詳細に規定するが、申請に基づく情報公開の規定は曖昧であり、また著者の現地調査によれば市政の現場での扱いは小さかった。広州市の規定は確かに画期的だったが、その後の現実は後退している。

陳情について本書では、陳情者救済の側面だけでなく、政治参加・公権力監督の側面が強調され、同じ側面を持つ「言論の自由」をめぐる議論が参照される。論点はそれが政治的権利か否かであり、立憲主義（政治的権利ではなく自由権）か民主主義（政治参加につながる政治的権利）かという問題に関わる。ここでも著者は、立憲主義に共感を示しつつ、日本の憲法学者・長谷部恭男と毛利透の論争なども参照しながら、立憲主義と民主主義を結合するものとしてハーバーマス流の「公共圏」を提示し、陳情にその「公共圏」形成の可能性を見いだせるのではないかと問題提起している。

本書は論文集という性格からか、「まえがき」の問いに対する結論は体系的には書かれていない。第三部各章では現行憲法下での改革による「立憲民主政」への漸進的な接近の道筋が模索されているようにも見えるが、第二部第六章では中国憲法と立憲主義の間に「埋めがたい溝が存在」しており、「憲法の『あるべき姿』がそもそも立憲主義と相容れない」ため、その溝を埋めるためには「憲法全面改正が筋であろう」と書かれている。「立憲主義か民主主義か」の問題に加え、この点にも著者の「迷い」が感じられる。

例えば台湾の民主化では、陳水扁など弁護士が果たした役割が目立ち、立憲主義と民主主義は間接的に結合して変革を実現したと言えよう。権威主義（独裁）体制の一員だった司法も重要な局面で民主化を促す判断を行うなど、これを支援した。ただし台湾では、かつて中国で制定されたその憲法自体は立憲主義の理念に基づいていた。したがって立憲主義との間に「距離」はあっても「溝」はなく、民主化とは憲法の「あるべき姿」の回復であった。[1]

これに対し中国は反立憲主義的な憲法を持つため、変革へ

の壁は高く、より大規模な政治的変動が必要ではないだろうか。ただし憲法学者の「憲政主張」や政治参加の萌芽は、変動が起こりうる環境を整備し、その後に立憲主義・民主主義の定着が問われる段階ではキー・ポイントとなり得る。例えば民主化後のインドネシアでは、選挙の敗者が結果を受け入れず、司法の決定に委ねられるケースが増えている。[2] このとき司法が弱体ならば、民主化は危機に瀕するだろう。評者は法学ではなく政治学を専攻しているが、このように本書は民主化を政治学的に考察するうえでも貴重な知見を提供していると言える。

また「立憲主義か民主主義か」という問題提起も時宜に適っている（初出は二〇一二年だが）。政治学ではこれを自由主義と民主主義の関係として論じ、著者が掲げた「立憲民主政（リベラル・デモクラシー）」は自由民主主義（体制）と表現することが多い。近年、この自由民主主義の動揺が目立つ。一方では、自由主義のエリート主義的側面に不満を持ち、「熟議」や「抽選」を取り入れて民主主義の徹底を目指す議論が盛んである。他方では、多数の支持を得て民主主義的に選ばれた政治指導者が司法権の独立性を弱め少数派を抑圧するなど反自由主義的に振る舞う事例が増え、こちらは「ポピュリズム」と批判されてもいる。

こうした中、政治学者は「自由主義より民主主義」、あるいは自由主義を擁護するとしても「自由主義も民主主義も」の立場をとることが多く、本書に見られる中国や日本の憲法学者のように「民主主義よりも立憲主義（自由主義）」の立場を明確にとることは少ない。[3] その意味で、立憲主義を重視

岸本美緒 著 ―― 研文選書 131 3500円

礼教・契約・生存
明清史論集3

契約文書や契約に関わる紛争・解決についての論考を集成。
〈目次抄〉明清契約文書／土地市場と「找価回贖」問題／妻を売ってはいけないか？／清代中期の飢饉救済と贖地問題／礼教・契約・生存

＜既刊＞
風俗と時代観 明清史論集1 岸本美緒 著 2800円
地域社会論再考 明清史論集2 岸本美緒 著 2800円
清代中国の物価と経済変動 岸本美緒 著 9500円

飯島 渉 著 ―― 研文選書 130 2200円

「中国史」が亡びるとき
地域史から医療史へ

表題作はじめ、真摯に歴史と現代とに切り結ぶ著者の研究の軌跡。
〈目次抄〉中国その特殊性と普遍性／「歴史疫学」の世界／レッスンとしてのクルーズ船への検疫／外国で「世界史」を語る／旅に想う

＜既刊＞
ペストと近代中国 飯島 渉 著 9000円
大国化する中国の歴史と向き合う 飯島 渉 編 2700円
中国近現代史研究のスタンダード 飯島 渉 他 編 1800円

研文出版〈税別〉
東京・神田神保町2-7 ☎3261-9337
http://www.kenbunshuppan.com/

しつつも民主主義との結合を図る著者の姿勢は興味深い。

ただし本書も指摘するように、両者の結合は自明ではない。現在の自由民主主義体制が確立したのは第二次世界大戦後に過ぎない。それ以前は、民主主義の徹底を標榜するファシズムや共産主義による自由主義への攻撃が一定の支持を得ていた。戦後の自由民主主義体制確立の背景には、高度経済成長や福祉国家による社会の安定や、憲法裁判所を設立し違憲審査制を導入したことがあった。だが高度成長の終焉と福祉国家の衰退により格差が拡大すると自由主義は再び攻撃されるようになった。ましてや、共産主義の系譜を引く反立憲主義（反自由主義）的な憲法を持ち、高度成長しつつも大きな格差を抱える権威主義体制の中国について、現実に即した「立憲民主政」の理論構築の困難さは言うまでもない。

しかし、その中国が大国となって米中対立が先鋭化し、また香港では立憲主義と民主主義を同時に攻撃するとともにそれに対する内外の異論を封じ込めんとしている現状において、中国の多数の人々をも説得できる「立憲民主政」の理論構築は、いかに困難であろうとも重要である。著者の「迷い」の先にある成果に期待したい。

【註】

（1）鈴木賢「台湾における『憲法の番人』―大法官による憲法解釈制度をめぐって―」今泉真也『アジアの司法化と裁判官の役割』調査研究報告書、アジア経済研究所、二〇一二年。

（2）相沢伸広「インドネシア憲法裁判所の生存戦略と政治参加」玉田芳史編『政治の司法化と民主化』晃洋書房、二〇一七年、六九～七二頁。

（3）こうした問題の政治学者による概観として、吉田徹『アフター・リベラル　怒りと憎悪の政治』講談社現代新書、二〇二〇年、宇野重規『民主主義とは何か』講談社現代新書、二〇二〇年。

（たきだ・ごう　京都産業大学）